

公立義務教育諸学校に勤務する教育公務員等の行為の制限に関する
意見書（案）

公立義務教育諸学校に勤務する教育公務員については、教育を通じて国民全体に奉仕するというその職務と責任の特殊性にかんがみ、法令により、政治的行為等に他の地方公務員よりも厳しい制限を受けている。

そして、学校においては、法令により文部科学大臣の検定を経た教科書を使用すること、及びその取り扱いは教育委員会の権限である旨が定められ、教育委員会により教科書の採択手続が行われているところである。

公立義務教育諸学校に勤務する教育公務員で組織する職員団体が教育委員会が適正かつ公正な採択をした教科書を批判し、採択撤回を求める署名活動を展開し、教科書不使用運動を指示することは、許容される妥当な職員団体の活動範囲を逸脱している。

よって、国におかれては、公立義務教育諸学校に勤務する教育公務員及びそれらで組織する職員団体が教育委員会による教科書採択以前の特定教科書の採択・不採択運動、採択後の採択撤回運動、使用段階での不使用運動といった行為及びその教唆扇動行為の制限に関する立法措置を講じられるよう要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年　　月　　日（議決年月日）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣　　あて

総務大臣

文部科学大臣

横浜市議会議長名